

介護保険サービスを利用する低所得の方の負担を軽減する制度です！

介護に関する制度のご紹介

問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課



介護保険負担限度額

介護保険の施設サービス（入所）や短期入所サービスを利用された場合、低所得の方は、申請により居住費や食費について、左記の表の負担限度額までの自己負担になります。

●認定の発行をする基準

配偶者（事実婚を含む）の所得や、本人および配偶者の資産状況（預貯金など）を勘案します。平成28年8月からは、制度改革に伴い、非課税年金（遺族年金、障害年

	区分	居住費（滞在費）の限度額			食費の限度額
		ユニット型個室	ユニット型標準個室・従来型個室	多床室	
第一段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者。生活保護の受給者。	820円	490円 (320円)	0円	300円
第二段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の人。	820円	490円 (420円)	370円	390円
第三段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、第二段階に該当しない人。	1310円	1310円 (820円)	370円	650円

※（ ）内は、特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の、従来型個室の金額です。

金）収入も含めて区分判断します。

申請時には、本人および配偶者の資産状況などの記入や通帳のコピーなどが必要です。

なお、虚偽の申告によって不正に認定証の交付を受け、保険給付を受けた場合、給付額の返還および加算金が課せられることがあります。

●負担の軽減を受けるためには

金屋庁舎長寿支援課に申請し「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。この認定証の有効期限は、原則申請月の初日（1日）から7月末までです。※現在、この認定証をお持ちの方は7月末で期限が切れます。長寿支援課から申請案内を送付しますので、忘れずに申請してください。

社会福祉法人などによる生活困難者の利用者負担軽減

社会福祉法人が、特に生計が困難な利用者に対して、介護サービスを利用した利用者負担の一分と食費、居住費（滞在費）の利用者負担の軽減をします。

この軽減を受けるためには、長寿支援課に申請し、社会福祉法人などに提出するための「確認証」の交付を受ける必要があります。なお、軽減の対象となるには、所得などの条件があります。

介護保険負担割合証の送付（更新）について

負担割合証の更新時期となりましたので、更新となった負担割合証（色はピンク色）を7月下旬に送付いたします。

要介護（支援）認定を受けられている方は、保険証と一緒に、更新となった1割あるいは2割と記載された負担割合証をお持ちいただく必要があります。また、有効期間は、当該年度の8月1日から翌年度の7月31日までの1年間とし、毎年、前年の合計所得金額などにより判定され、更新されます。

※2割の利用者負担となるのは、基準以上の所得を有する本人のみとしており、同一世帯に他に介護サービスを利用する方がいても、その方自身の所得が基準以上でなければ、その方は2割の利用者負担とはなりません。また、2割の利用者負担となった方は、月額の上限額（高額介護サービス費）があるため、2割の対象となつた方全員が2倍になるわけではありません。

※負担割合の変更がある
・所得更正があったとき
・転出入などによる同一世帯の1号被保険者数に増減があったとき